

「税務行政の将来像」に関する最近の取組状況

～ スマート税務行政の実現に向けて ～

令和元年（2019年）6月21日
国 税 庁

はじめに

- 財務省設置法第19条には、国税庁の任務として、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現が定められており、申告納税制度の下で、**納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現することが**、国税庁の使命とされています。そのため、国税庁では、納税者サービスの充実に努めるとともに、適正・公平な課税・徴収に努めています。
- 税務行政を取り巻く環境が大きく変化する中、今後とも、納税者の皆様の理解と信頼を得て、国税庁の使命を十分に果たしていくためには、その時々における課税・徴収上の個々の課題に的確に対応していくことはもとより、経済社会の急激な変化に税務行政が的確に対応できるよう、中長期的に国税庁が向かうべき将来像を明らかにし、そこに向けて着実に取り組んでいくことが重要と考えられます。このため、平成29年6月に、「**税務行政の将来像**」（以下、「将来像」という。）を取りまとめ、公表したところです。
- 「将来像」は、おおむね10年後のイメージを示したもので、ICTの活用による「**納税者の利便性の向上**」と「**課税・徴収の効率化・高度化**」を柱として、「**スマート税務行政**」に進化していくことを示しています。
- 今回は、将来像の公表から約2年が経過したことを踏まえ、これまでの間に実現又は具体化した取組や今後の課題を改めて整理（資料4頁参照）した上で、最近の取組状況として、主なものを紹介します。
- 国税庁では、引き続き、必要なインフラ整備や業務改革を進めながら、「**スマート税務行政**」の実現に向けて計画的に取り組んでまいります。

令和元年6月21日
国 税 庁

CONTENTS

はじめに	1
税務行政の将来像～スマート化を目指して～（平成29年6月版）【抜粋】	3
スマート税務行政の実現に向けて	4
I 納税者の利便性の向上	5
税務手続のデジタル化（個人の皆様向け）	5
【取組例①】スマートフォン・タブレットによる電子申告	5
【取組例②】年末調整手続の簡便化	6
【取組例③】マイナポータルを活用した確定申告の簡便化のイメージ	7
税務手続のデジタル化（法人の皆様向け）	8
【取組例④】申告データの円滑な電子提出のための環境整備	8
【取組例⑤】企業が行う手続のオンライン・ワンストップ化	9
税務相談の効率化・高度化（税務相談の将来イメージ）	10
【取組例⑥】チャットボットの導入	11
税務署窓口のスマート化	12
【取組例⑦】納付手段の多様化・キャッシュレス化の推進	12
II 課税・徴収の効率化・高度化	13
調査・徴収の効率化・高度化のイメージ	13
【取組例⑧】データ活用による事務の効率化・高度化に向けた取組	14
情報収集の拡大	15
【取組例⑨】CRSに基づく非居住者金融口座情報（CRS情報）の自動的情報交換による情報の拡充	15
【取組例⑩】情報照会手続の整備	18
複雑困難事案への対応（新しい経済取引への対応等）	19
III 情報システムの高度化	20
将来像実現に向けた情報システムの高度化の取組	20
IV 参考	21

「税務行政の将来像」

～ スマート化を目指して ～

環境の変化

ICT・AIの進展

マイナンバー制度の導入

経済取引のグローバル化

定員の減少と申告の増加

調査・徴収の複雑・困難化

検討の目的

納税者の理解と信頼を得て適正な申告・納税を確保していくため、税務行政の透明性の観点から目指すべき将来像を明らかにし、それに向けて着実に取り組んでいくことが重要。

将来像

スマート税務行政

(ICTの活用による納税者の利便性の向上と事務運営の最適化を通じ、納税者の信頼を確保)



ICT社会への
的確な対応

税務手続の
抜本的な
デジタル化

税務署に
出向かず簡便
に手続が完了



納税者の利便性の向上
(スムーズ・スピーディ)



カスタマイズ型の情報配信

税務相談の自動化

申告・納付のデジタル化の推進

課税・徴収の効率化・高度化
(インテリジェント)

申告内容の自動チェック

軽微な誤りのオフサイト処理

調査・徴収でのAI活用



重点課題への
的確な取組

国際的租税回避
への対応

富裕層に対する
適正課税の確保

大口・悪質事案
への対応

情報システムの高度化

内部事務の集中処理

地方公共団体等との連携・協調

※ この将来像は、情報システムの高度化、外部機関の協力を前提として、現時点で考えられるおおむね10年後のイメージを示したものである。その実現に向けては、e-Taxの使い勝手の改善等を通じた申告・納付のデジタル化の推進により、納税者の利便性の向上とともにデータ基盤の充実を図り、AI技術等を取り入れながら、段階的に取り組んでいく。また、情報システムのユーザーとなる納税者のニーズを重視した検討を行っていく。

スマート税務行政の実現に向けて

「税務行政の将来像（平成29年6月）」の公表から令和元年6月までに実現又は具体化した取組及び今後の課題を整理し、引き続き、計画的かつ着実に取り組むことにより、**スマート税務行政**の実現を図る。

納税者の利便性の向上

税務手続のデジタル化

- e-Taxの推進
 - ・ 更なるe-Taxの使い勝手の向上
 - ・ マイナポータルを活用した確定申告手続の電子化
- 年末調整手続の電子化

税務相談の効率化・高度化

- ICTを活用した電話相談・自己解決ブースの窓口への設置
- チャットボットの導入
- 国税庁ホームページの掲載情報の充実

税務署窓口のスマート化

- 納付手段の多様化・キャッシュレス化の推進
- 納税証明書の発行の電子化・簡便化
- ICTを活用した電話相談・自己解決ブースの窓口への設置（再掲）

課税・徴収の効率化・高度化

調査等の高度化

- 情報収集の拡大
 - ・ C R S情報の積極的な活用、情報照会手続を活用した的確な情報収集 など
- 情報分析の高度化
 - ・ 機械学習技術による選定の高度化の検討、大量データのマッチング分析 など
- 複雑困難事案への対応
 - ・ 国際的租税回避への対応
 - ・ 富裕層に対する適正課税の確保
 - ・ 消費税の適正課税の確保
 - ・ 大口・悪質事案への対応
 - ・ 新しい経済取引への対応

徴収の効率化・高度化

インフラ整備と業務改革

情報システムの高度化（業務フロー見直しと一体的に実施）

内部事務の集約処理

外部機関との連携強化
（地方公共団体等、税理士会・関係民間団体、外国税務当局）

税務手続のデジタル化（個人の皆様向け）

【取組例①】スマートフォン・タブレットによる電子申告

【平成31年1月～】

- スマートフォンやタブレットから国税庁ホームページで提供している確定申告書の作成システムにアクセスすると、スマートフォンなどに最適化したデザインの画面（スマホ専用画面）が表示され、スマホ申告が利用可能となりました。
- スマホ申告でe-Taxを行うためには、税務署員との対面により本人確認を行った上で交付されたID・パスワードが必要です。

スマホ専用画面



●「スマホ専用画面」が利用可能な手続を、順次拡大します。【令和2年1月～】

【スマホ専用画面の利用対象者等】 ※下線部が30年分との変更点

項目	平成30年分	令和元年分
収入	給与所得（年末調整（年調）済1か所）	給与所得（年調済1か所、 <u>年調未済、2か所以上に対応</u> ） 公的年金等、 <u>その他雑所得、一時所得</u>
所得控除	医療費控除、寄附金控除	<u>全ての所得控除</u>
税額控除	政党等寄附金等特別控除	政党等寄附金等特別控除、 <u>災害減免額</u>
その他		<u>予定納税額、本年分で差し引く繰越損失額、財産債務調書（案内のみ）</u>

●マイナンバーカード読取機能を搭載したスマートフォン（※）を使えば、マイナンバーカードの電子証明書を用いたe-Tax送信が可能になります。【令和2年1月～】

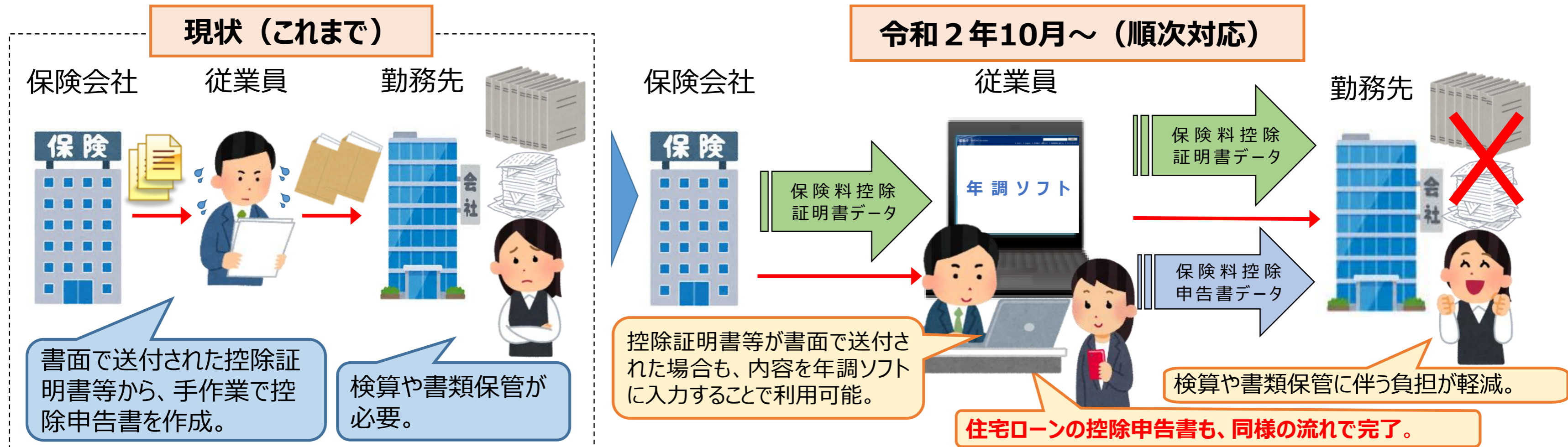
（※）マイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォン（Android端末のみ）は令和元年6月7日時点において71機種。

税務手続のデジタル化（個人の皆様向け）

【取組例②】年末調整手続の簡便化

I C Tの活用による年末調整手続の簡便化のため、**年末調整控除申告書作成用ソフトウェア（年調ソフト）**（※）を無料で提供します。
【令和2年10月導入予定】

- 作成可能な年末調整関係書類は、①保険料控除申告書、②住宅借入金等特別控除申告書、③扶養控除等（異動）申告書、④配偶者控除等申告書。
（注）上記申告書のほか、令和2年分以降の年末調整において追加される基礎控除申告書及び所得金額調整控除申告書についても対応予定。
 - 従業員は、国税庁ホームページから年調ソフトをダウンロードして利用可能（なお、勤務先がダウンロードした年調ソフトを従業員に配付して利用することも可能）。
→ 上記の①、②については、従業員が、保険会社等から入手した控除証明書等のデータを年調ソフトに取り込めば、控除申告書の所定の項目に自動入力（簡便・正確に控除申告書データを作成）。
→ 内容確認後、従業員はそのまま勤務先にオンライン提出可能。
- ※ 年調ソフトの仕様公開を通じ、民間ベンダー等が提供している給与システム等の開発も促進。

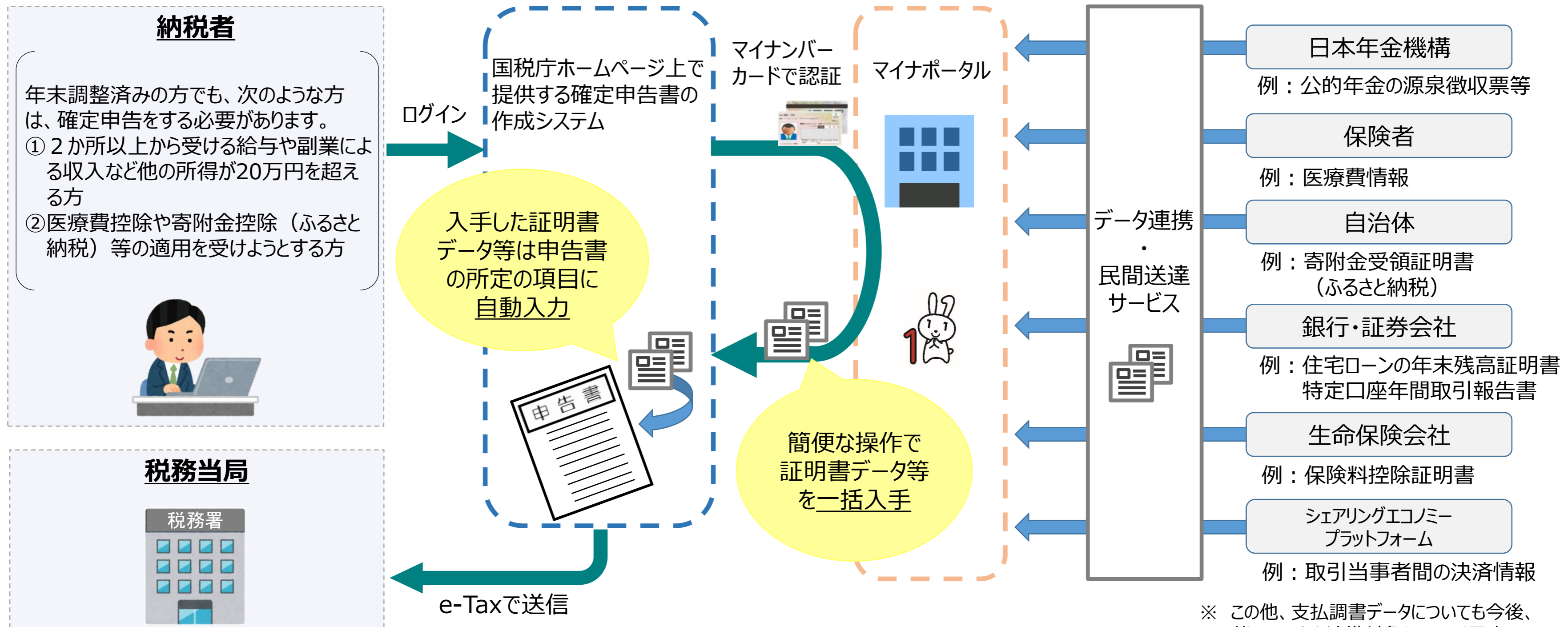


税務手続のデジタル化（個人の皆様向け）

【取組例③】マイナポータルを活用した確定申告の簡便化のイメージ

確定申告に必要な控除証明書等の情報をマイナポータル経由で一括入手し、そのデータを確定申告書に自動入力できる仕組みの実現に向けた検討を行っています。

※ 仕組みの検討に当たっては、関係府省等と連携し、最新の各種セキュリティ対策の導入等、情報の取扱いに細心の注意を払います。



(注) 実施に当たっては、データ連携先機関等との所要の調整等が前提。

※ この他、支払調書データについても今後、可能なものから連携対象としていく予定。
支払調書データについては、税理士が代理して扱うことができます。

税務手続のデジタル化（法人の皆様向け）

【取組例④】申告データの円滑な電子提出のための環境整備

申告データを円滑に電子提出できる環境整備に取り組んでいます。

- ① 法人の電子申告の際の認証手続の簡便化【平成30年4月以後の申告から実施済み】
- ② イメージデータで送信された添付書類の紙原本の保存不要化【平成30年4月以後の申請等から実施済み】
- ③ 法人税申告書別表（明細記載を要する部分）のデータ形式の柔軟化【令和元年5月以後の申告から実施済み】
（注）財務諸表についても、データ処理の円滑化の観点からデータ形式を柔軟化【令和2年4月以後の申告から実施予定】
- ④ e-Taxの送信容量の拡大【平成31年1月以後の申告から実施済み】
- ⑤ 添付書類の提出方法の拡充（光ディスク等による提出）【令和2年4月以後の申告から実施予定】
- ⑥ 国・地方を通じた財務諸表の提出先の一元化【令和2年4月以後の申告から実施予定】
- ⑦ 法人税及び地方法人二税の共通入力事務の重複排除【令和2年3月以後の申告から実施予定】

※ これらの具体的な取組内容については、「税務行政の将来像」に関する最近の取組状況（平成30年6月）を参照ください。

https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2017/syouraizou/pdf/syouraizo_3006.pdf

税務手続のデジタル化（法人の皆様向け）

【取組例⑤】企業が行う手続のオンライン・ワンストップ化

○ 法人設立オンライン・ワンストップ

これまで縦割り・バラバラだった手続をマイナポータルを活用してワンストップ化を実現。

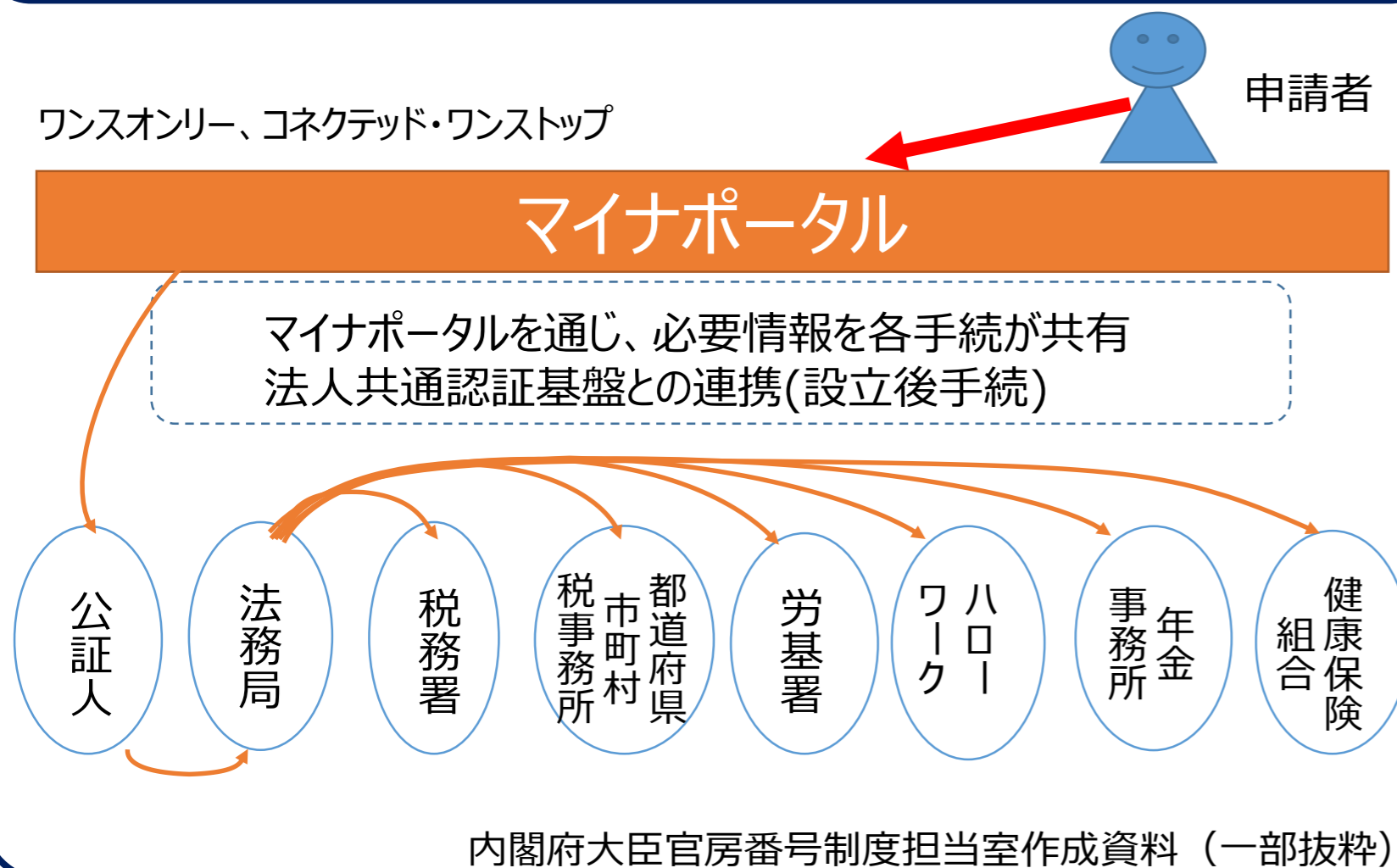
- 令和元年度中：設立後の手続についてワンストップサービスを開始。
- 令和2年度中：設立時の手続（定款認証・設立登記）も含めたワンストップサービスを開始。

○ 企業が行う従業員のライフイベントに伴う社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ

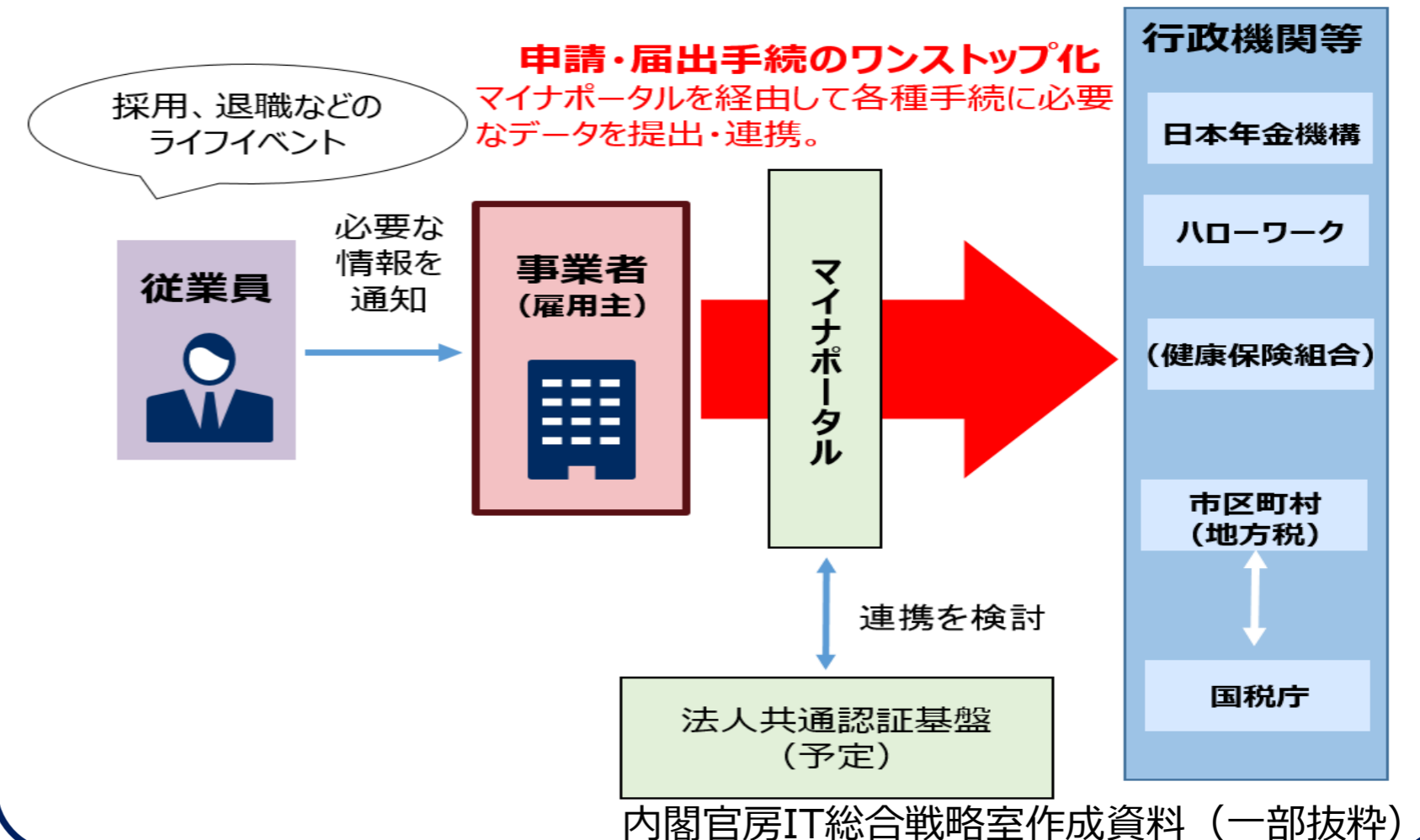
従業員の採用、退職等のライフイベントに伴う社会保険・税手続等について、令和2年11月頃から順次、マイナポータルのAPI※を活用したオンライン・ワンストップ化を開始する。

※API（Application Programming Interface）：プログラムの機能を他のプログラムでも利用できるようにするための規約。

法人設立オンライン・ワンストップ ＜今後目指すサービス＞

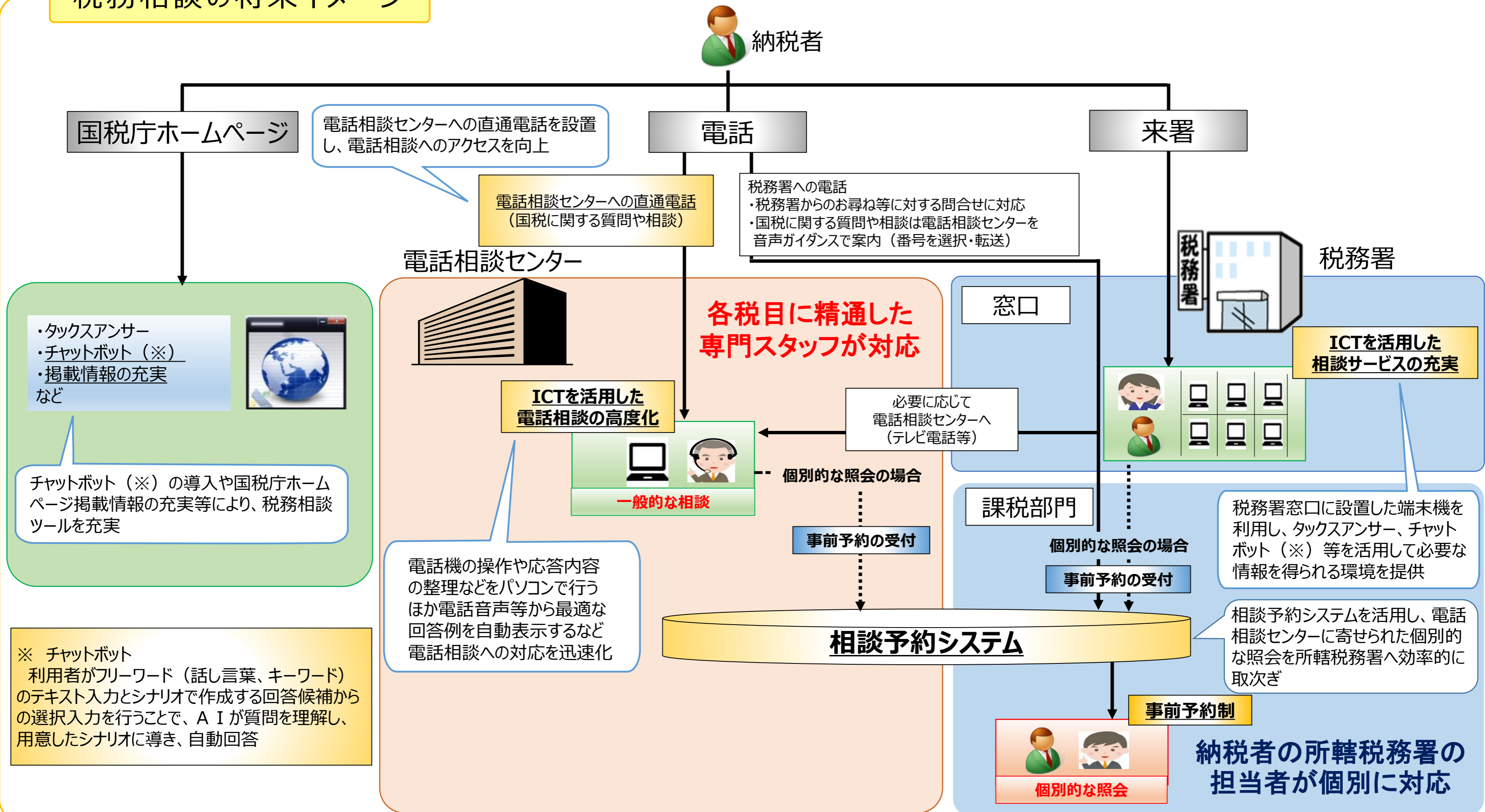


企業が行う従業員のライフイベントに伴う 社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ ＜今後目指すべき令和2年度実現イメージ＞



税務相談の効率化・高度化

税務相談の将来イメージ



※ チャットボット
 利用者がフリーワード (話し言葉、キーワード) のテキスト入力とシナリオで作成する回答候補からの選択入力を行うことで、AIが質問を理解し、用意したシナリオに導き、自動回答

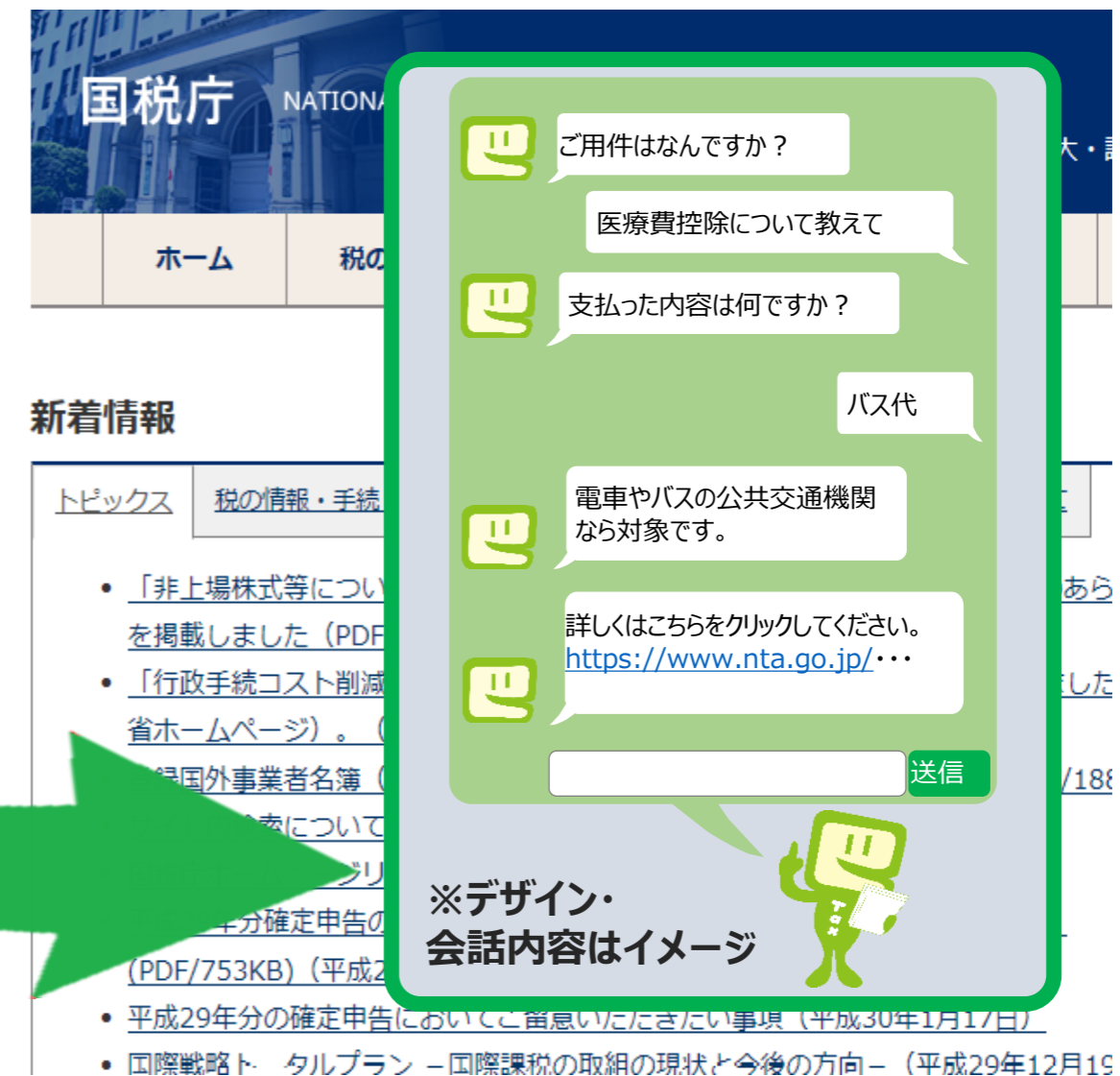
税務相談の効率化・高度化

【取組例⑥】チャットボットの導入

納税者のニーズへの対応、電話相談事務の効率化等を図るため、土日、夜間等の日時にとらわれない相談チャネルとして、チャットボットを導入します。

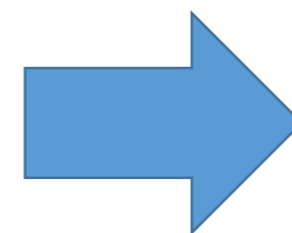


- ① アイコンをクリックするとチャットウィンドウが開く。
- ② チャットウィンドウに質問を入力すると、AIが自動回答する。適切な回答ができないような質問をされた場合は、AIから質問をすることで、質問内容を補完する。



【令和元年度中に国税庁ホームページへ試験導入】

- 給与所得者及び年金受給者の確定申告に係る簡易な質問に対応
- ・ 税務署の所在地などの案内
 - ・ 医療費控除などの所得控除、住宅ローン控除
 - ・ e-Taxの操作方法 等



【令和2年度中に運用開始】

- ・ 相談事例の蓄積・学習を繰り返しながら、順次対応範囲を拡大

税務署窓口のスマート化

【取組例⑦】納付手段の多様化・キャッシュレス化の推進

これまでの取組

- インターネットバンキングなどを利用した電子納税【平成16年6月導入済】
- コンビニ納付【平成20年1月導入済】
- ダイレクト納付【平成21年9月導入済】
 - ※ ダイレクト納付とは、あらかじめ預貯金口座の情報を記載した利用届出書を提出することで、e-Taxを利用して申告した後、簡単な操作で預貯金口座からの振替により納付できる手続。
- クレジットカード納付【平成29年1月導入済】

新たに実施した取組

- QRコードを利用したコンビニ納付の導入
自宅等において、国税庁ホームページ上で提供する確定申告書の作成システム等から納付に必要な情報をQRコードとして出力することで、コンビニでの納付手続が可能に。
 - ※ QRコード（PDF）をスマホに表示させて手続も可能。



【平成31年1月導入済】

今後の取組

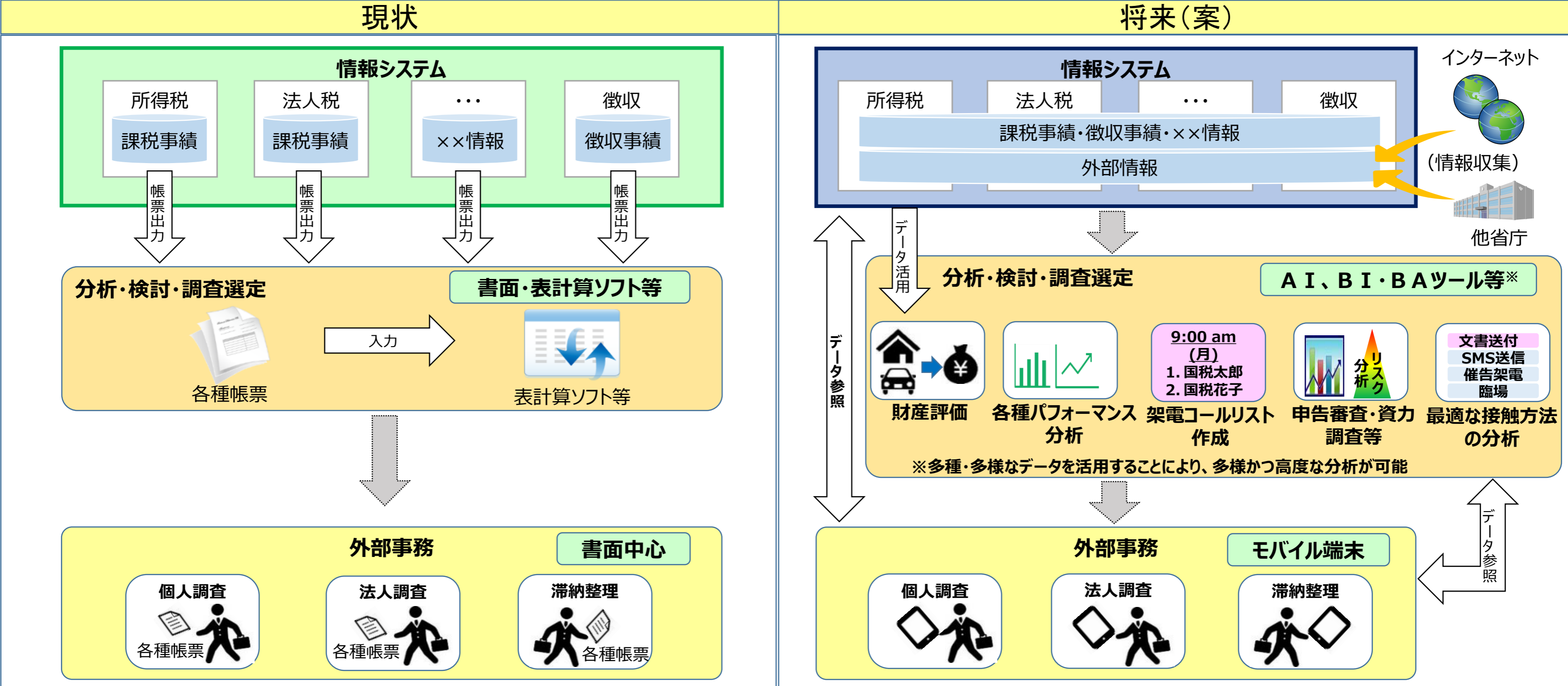
- 令和元年10月に全地方団体が電子納税を共同で収納する仕組みを導入予定であることから、これを踏まえ、国と地方団体が協力して利用勧奨することで、納付のキャッシュレス化を推進。
- 情報技術の今後の動向を見据えながら、納付手段の更なる多様化によるキャッシュレス化の推進について検討。

【順次実施】

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標。

調査・徴収の効率化・高度化のイメージ

情報の一元管理を図りながら、データを積極的に活用できるシステム及び組織作りを進めていきます。



将来業務

- ✓ 事務系統横断的なデータ管理
- ✓ 情報収集の拡大 (他省庁やインターネット上の情報)
- ✓ データ中心の事務 (ICT・AIを活用した各種分析の実施)
- ✓ モバイル端末を活用した外部事務

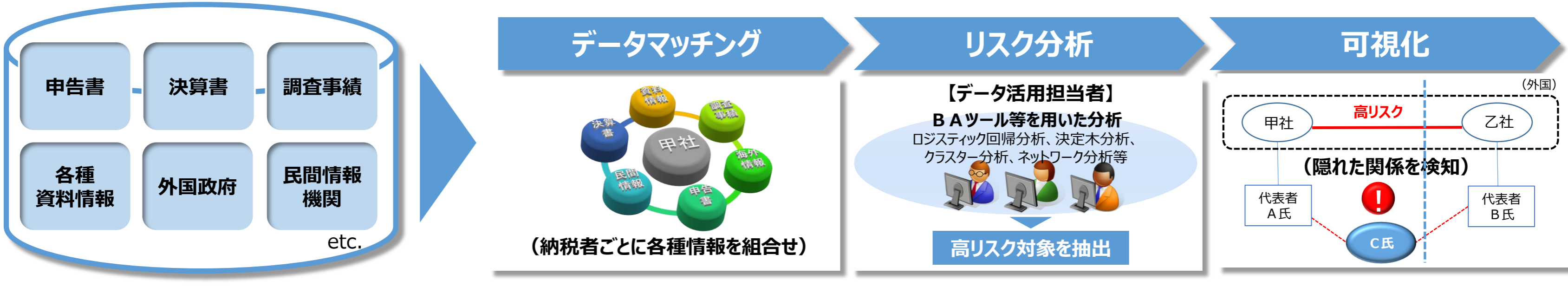
(注) 1 検討に当たっては、最新の各種セキュリティ対策の導入等、極めて重要な納税者情報の取扱いに細心の注意を払います。
 (注) 2 将来(案)については現在検討中のものであり、今後変更の可能性がります。
 ※ BI (Business Intelligence) ツール：大量のデータを分析・可視化し、迅速な意思決定を補助するツール。
 ※ BA (Business Analytics) ツール：統計学や機械学習等の技術を用いてデータ分析を行うツール。

調査・徴収の効率化・高度化のイメージ

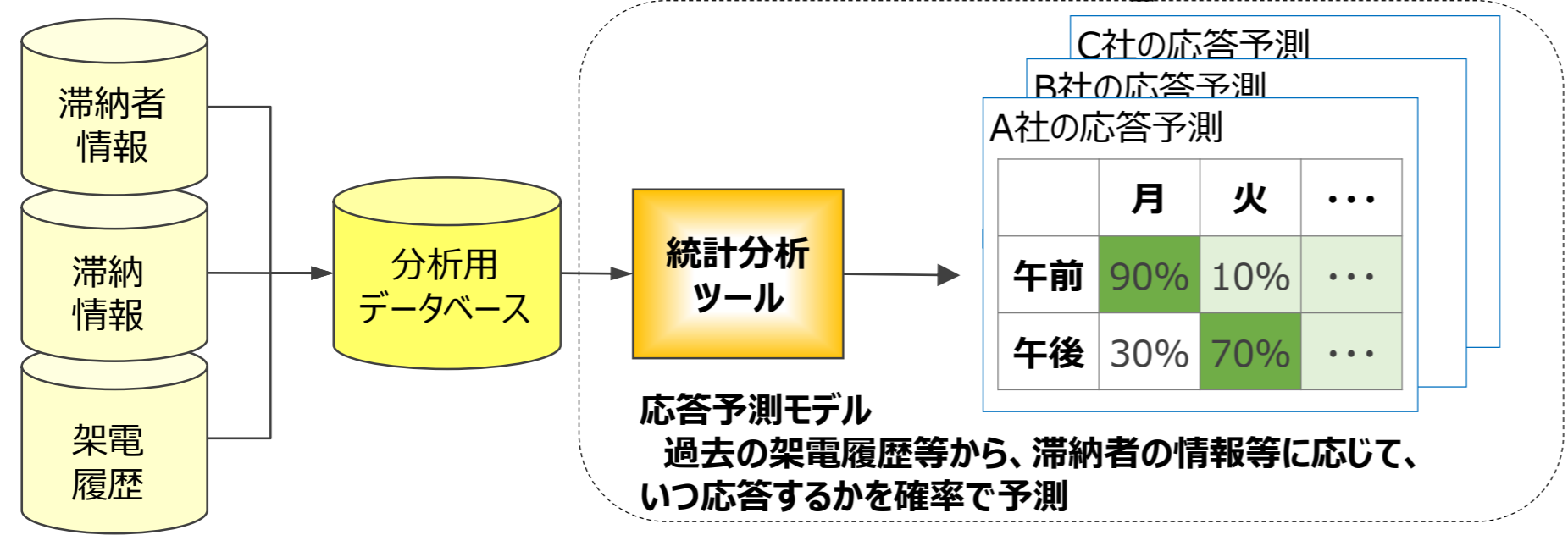
【取組例⑧】データ活用による事務の効率化・高度化に向けた取組

国税庁及び国税局にデータ活用を担当する職員を置き、次のような取組を推進。

これまでの申告内容や調査事績、法定・法定外資料等の情報のほか、民間情報機関や外国政府から入手する情報など、膨大な情報リソースを、BAツール※等を用いて、加工・分析を行い有機的なつながりやデータ間の関連性を把握することにより、高リスク対象を抽出。調査選定等の事務を効率化・高度化。



滞納者の情報（規模・業種等）や過去の架電履歴等を分析して応答予測モデルを構築。応答予測に基づき作成した効果的なコールリストにより、接触効率の向上を図ることで電話催告事務を効率化・高度化。



滞納者の情報等により、接触効率が高いと予測される日時（曜日・時間帯等）を抽出条件としたコールリストの自動作成を可能とするシステムの構築を図る。

※ BA（Business Analytics）ツール：統計学や機械学習等の技術を用いてデータ分析を行うツール。

情報収集の拡大

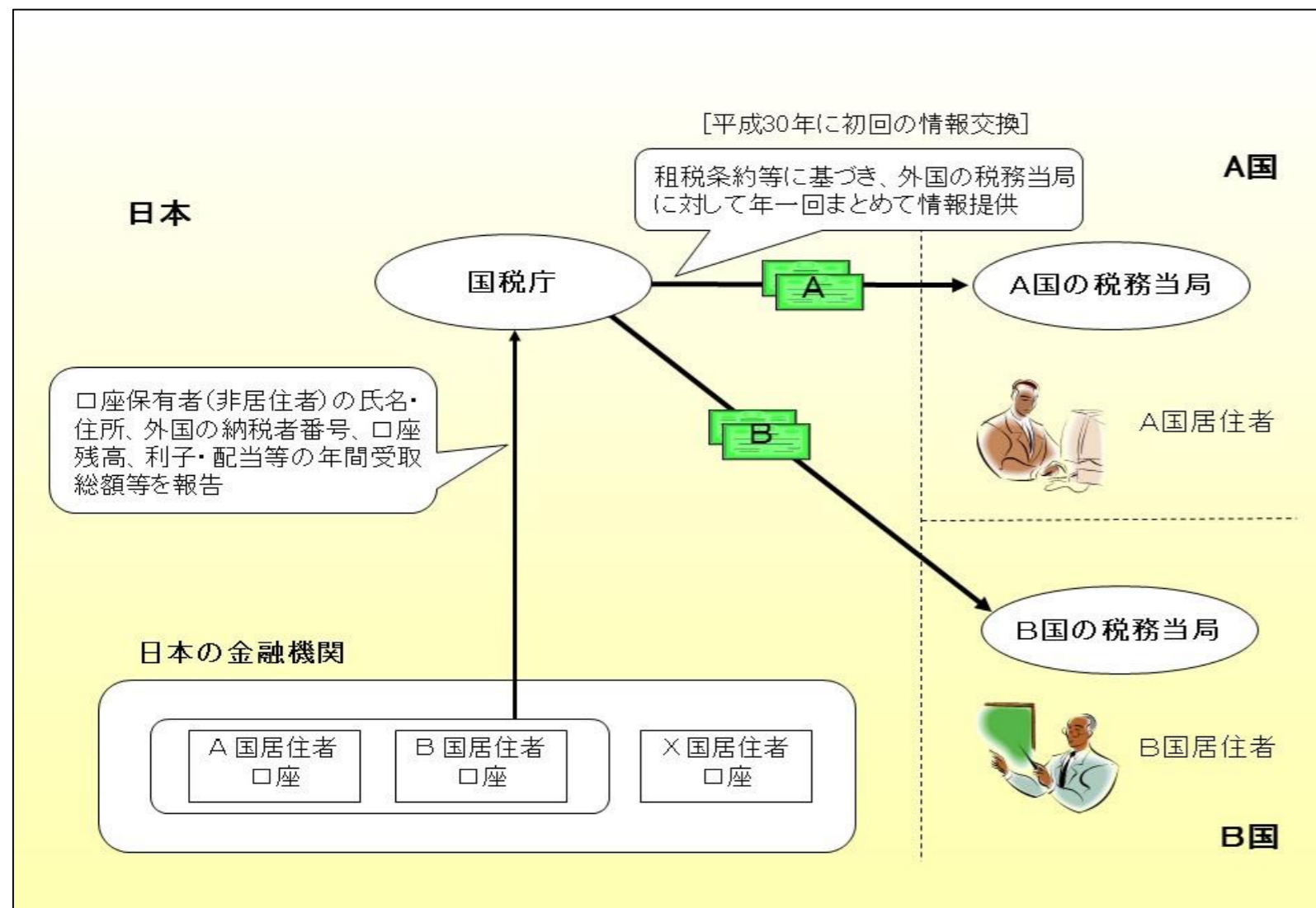
【取組例⑨】CRS※に基づく非居住者金融口座情報（CRS情報）の自動的情報交換による情報の拡充

- 各国の税務当局は、自国に所在する金融機関から非居住者が保有する金融口座情報の報告を受け、租税条約等の情報交換規定に基づき、その非居住者の居住地国の税務当局に対し、その情報を自動的に提供する。

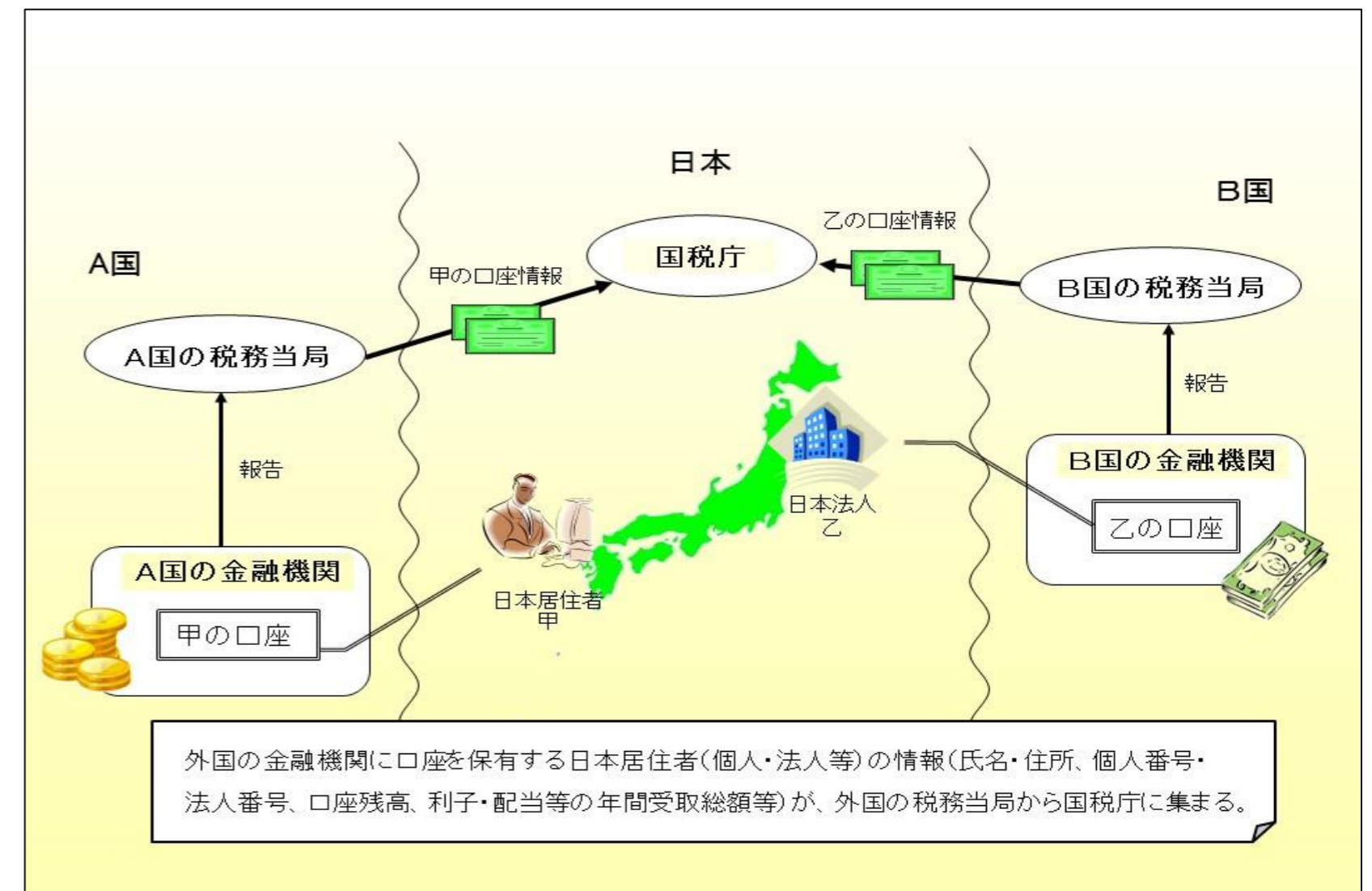
◀日本の対応▶

- 平成27年度税制改正において、金融機関による非居住者の口座情報の報告制度を整備（平成29年1月施行）。
- 国税庁は、平成30年以後、毎年4月末までに国内に所在する金融機関から報告を受け、その年の9月末までに外国の税務当局に対し情報提供を行うとともに、外国の税務当局から、その国の金融機関に日本の居住者が保有する金融口座に関する情報の提供を受ける。

[日本から外国への情報提供のイメージ]



[外国から日本への情報提供のイメージ]



※ CRS: 経済協力開発機構(OECD)が策定した非居住者の金融口座情報を税務当局間で自動的に交換するための国際基準であるCommon Reporting Standardの略。

情報収集の拡大

CRS情報※の自動的情報交換 地域別 受領・提供 口座数

※ CRSに基づく非居住者金融口座情報

(平成30年10月31日現在)

欧州・NIS諸国 (42)					
アイスランド	(英)マン島	スイス	(ド)フェロー諸島	ポーランド	ルクセンブルク
アイルランド	エストニア	スウェーデン	ドイツ	ポルトガル	ロシア
アゼルバイジャン	オーストリア	スペイン	ノルウェー	マルタ	
イタリア	オランダ	スロバキア	ハンガリー	モナコ	
英国	キプロス	スロベニア	フィンランド	ラトビア	
(英)ガーンジー	ギリシャ	チェコ	フランス	リトアニア	
(英)ジブラルタル	クロアチア	デンマーク	ブルガリア	リヒテンシュタイン	
(英)ジャージー	サンマリノ	(ド)グリーンランド	ベルギー	ルーマニア	

北米・中南米 (23)
アルゼンチン
ウルグアイ
(英)アンギラ
(英)英領ヴァージン諸島
(英)ケイマン諸島
(英)ターコス・カイコス諸島
(英)バミューダ
(英)モンセラット
カナダ
コスタリカ
コロンビア
セントクリストファー・ネーヴィス
セントビンセント及びグレナディーン諸島
セントルシア
チリ
パナマ
バハマ
バルバドス
ブラジル
ベリーズ
メキシコ
(蘭)アルバ
(蘭)キュラソー

欧州・NIS諸国
受領: 202,455 (35)
提供: 8,548 (35)

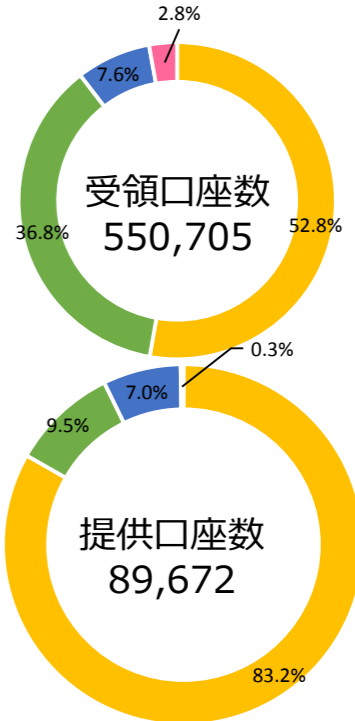
北米・中南米
受領: 41,915 (13)
提供: 6,259 (9)

アジア・大洋州
受領: 290,660 (11)
提供: 74,636 (10)

中東・アフリカ
受領: 15,675 (5)
提供: 229 (4)

中東・アフリカ(8)
アラブ首長国連邦
クウェート
サウジアラビア
セーシェル
バーレーン
南アフリカ共和国
モーリシャス
レバノン

アジア・大洋州 (15)			
インド	サモア	(中)香港	パキスタン
インドネシア	シンガポール	(中)マカオ	バヌアツ
オーストラリア	大韓民国	ナウル	マレーシア
クック諸島	中華人民共和国	ニュージーランド	



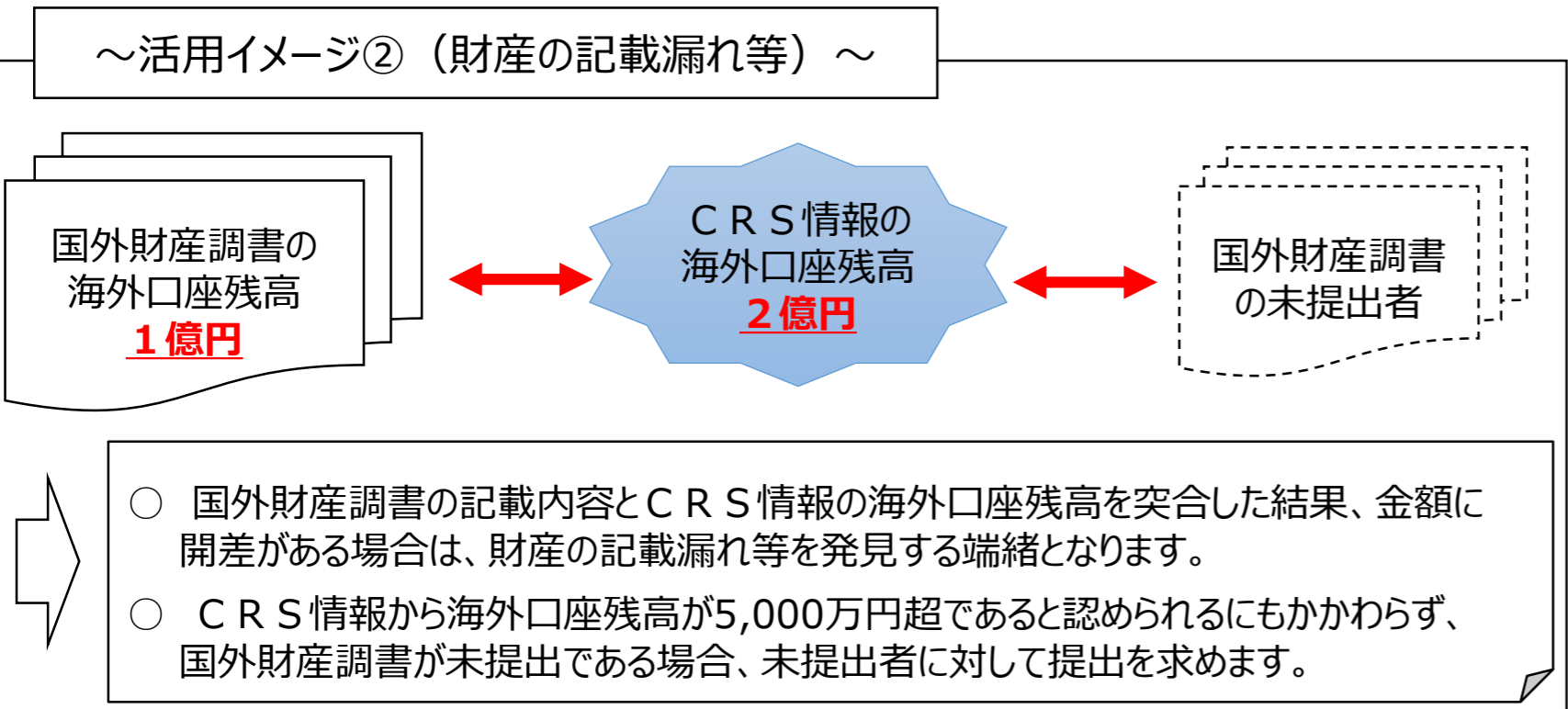
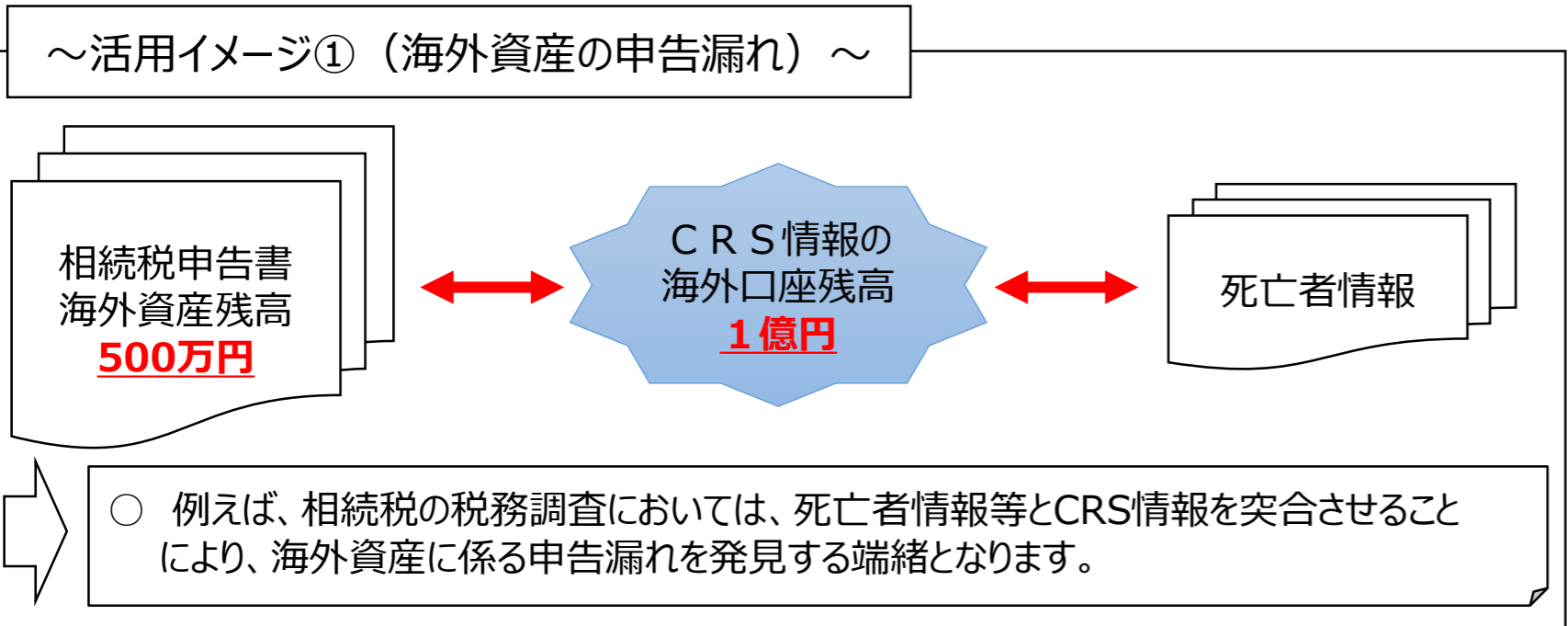
(注) 我が国とのCRSによる情報交換の実施対象国・地域を示しているため、実際に情報交換を行った国・地域及び平成30年までにCRSに従った情報交換の開始を表明した国・地域(平成30年10月31日現在: 101か国・地域)とは一致しない。

情報収集の拡大

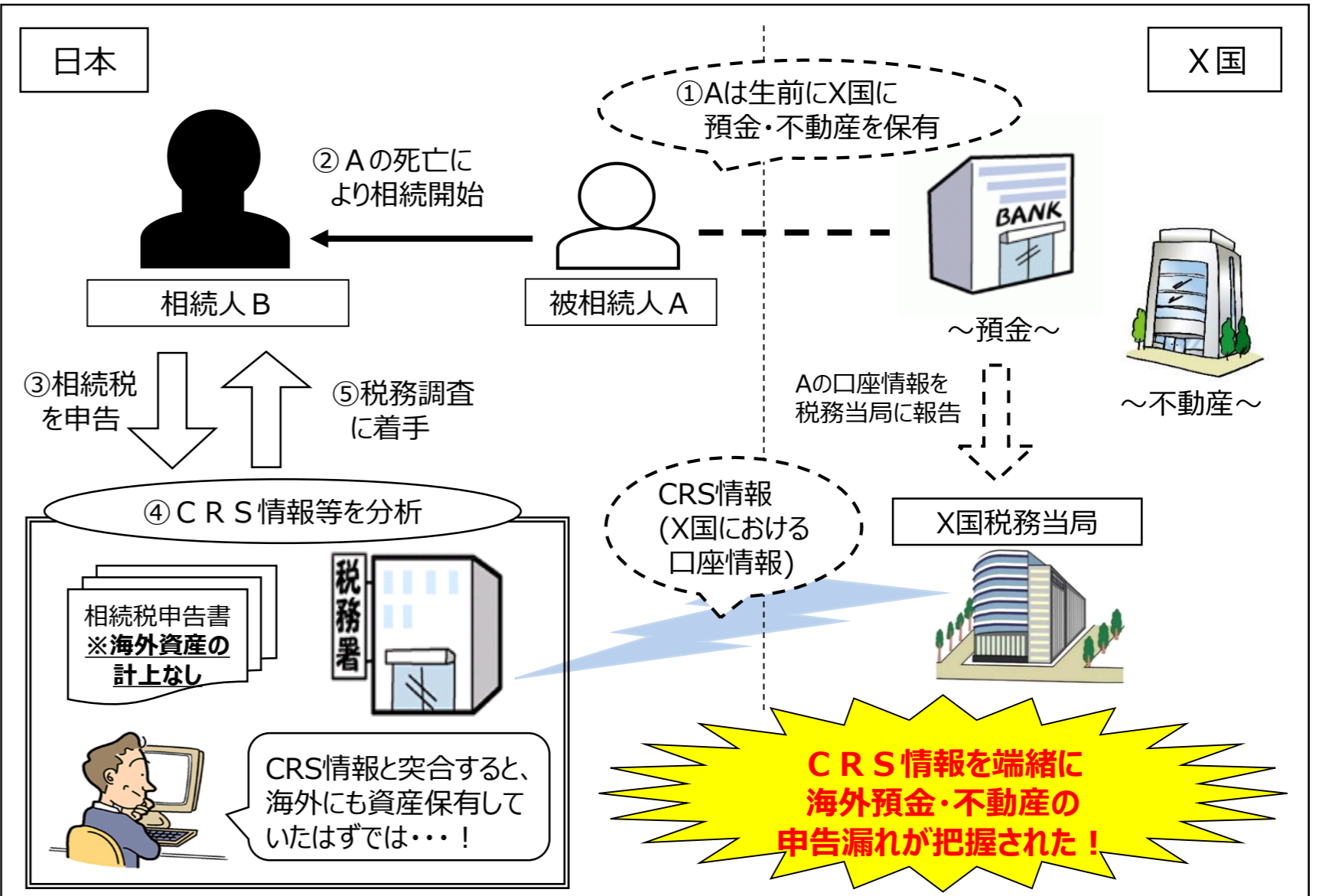
CRS情報の活用イメージ・調査事例

- 国税庁においては、受領したCRS情報を活用し、利子・配当等の申告漏れ、相続財産の申告漏れを把握するほか、国外送金等調書、国外財産調書、財産債務調書、その他既に保有している様々な情報と併せて分析することにより、海外取引・海外資産を的確に把握し、課税上の問題が認められる場合には確実に税務調査等を実施しています。
- また、CRS情報は富裕層及び海外取引法人等の新規把握のほか、受領した情報そのものにより、その国と何らかの経済的関係を有していたことが把握できるなど、海外への資産隠し等の検討をする上で、有益な情報となり得ます。

～CRS情報の活用イメージ～



～調査事例～



【調査事例の概要】
被相続人Aの相続税申告において海外資産の計上は無かったものの、受領したCRS情報と突合すると、X国の預金の申告漏れが想定されたため、調査に着手した。
調査の過程で、X国の預金が相続財産であることが判明し、さらにAが生前にX国に不動産を保有しており、当該不動産についても相続税の申告漏れがあったことが判明した。

情報収集の拡大

【取組例⑩】情報照会手続の整備

暗号資産（仮想通貨）取引やインターネットを通じた業務請負の普及など、経済取引の多様化・国際化が進展する中、適正課税を確保するため、令和元年度税制改正において、現行実務上行っている事業者等に対する任意の照会（協力要請）について法令の規定が整備されるとともに、高額・悪質な無申告者等を特定するための情報について、国税当局が事業者等に報告を求める仕組みが整備されました（令和2年1月1日以後に行う協力要請や報告の求めについて適用）。

(1) 事業者等への協力要請

現行実務上行っている事業者等に対する任意の照会について、税法上、国税当局が事業者等に対して協力を求めることができる旨が明確化。

(2) 事業者等への報告の求め

高額・悪質な無申告者等を特定するため特に必要な場合に限り、担保措置を伴ったより実効的な形による情報照会を行うことができる規定が整備されたもの。なお、事業者等に対して照会できる場合及び照会情報は限定されており、事業者等による不服申立て等も可能。

【照会できる場合】以下の全てを満たすこと

- 他の方法による照会情報の収集が困難であること（※ 法定調書や協力要請等により対象情報が入手できる場合は対象外）
- 申告漏れの可能性が相当程度認められること（以下の①～③のいずれかに該当する場合）
 - ① 多額の所得（年間1,000万円超）を生じうる特定の取引の税務調査の結果、半数以上で当該所得等について申告漏れが認められた場合
 - ② 特定の取引が違法な申告のために用いられるものと認められる場合
 - ③ 不合理な取引形態により違法行為を推認させる場合
- 求める情報の範囲や回答期限の設定に当たっては、相手方の事務負担に十分に配慮すること

【照会主体】

- 事業者等の所在地の所轄国税局長（※ 照会しようとする場合には、あらかじめ、国税庁長官の承認を受けなければならない。）

【照会方法】

- 60日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して指定する日までに書面による報告を求める

【照会情報】

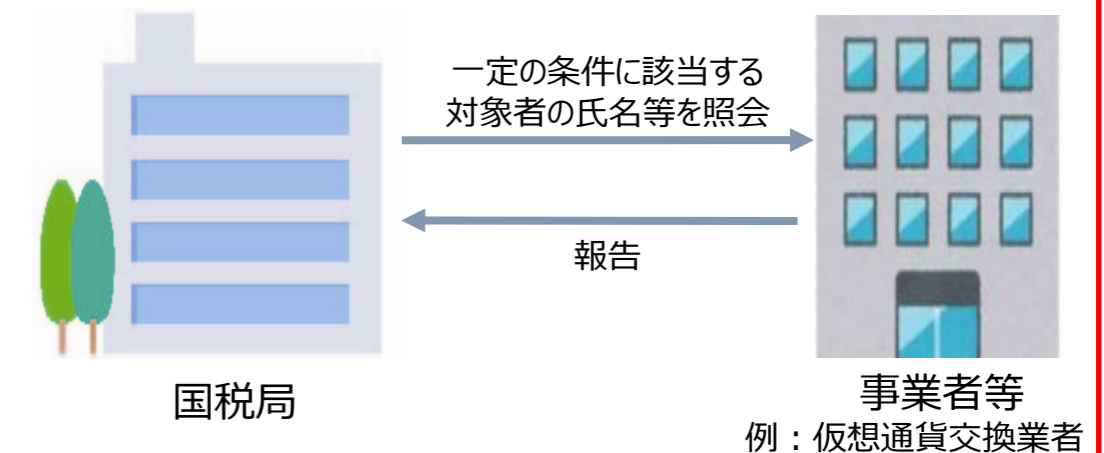
- 対象者の氏名（又は名称）、住所（又は居所）、番号（個人/法人）（※ いずれも保有している限度で対象とする。）

【不服申立て等】

- 不服申立てや取消訴訟の対象として位置付け（※ 国税通則法上「処分」として位置付け）

【担保措置】

- 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金



複雑困難事案への対応（新しい経済取引への対応等）

シェアリングエコノミー等新分野の経済活動の適正課税の確保を目指します。

新分野の経済活動・取引例

(主な特徴・傾向)

- ① 広域的・国際的取引が容易
- ② 足が速い
- ③ 取引の実態が分かりにくい
- ④ 申告手続等に馴染みのない方の参入が容易



デジタルコンテンツ



ネット通販・ネットオークション



暗号資産（仮想通貨）



ネット広告（アフィリエイト等）



シェアリングビジネス・サービス

適正申告のための環境作り

国税庁ホームページを通じた情報発信



(掲載内容の例)

- ・確定申告等の税務手続
- ・取引に関する課税上の取扱い

納税者利便の向上



(令和元年開始の取組例)

- ・スマホ専用画面で申告書作成
- ・QRコードを利用したコンビニ納付
- ※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標。

仲介事業者・業界団体を通じた適正申告の呼びかけ

(取組例)

- ・業界団体から会員各社(仲介事業者)へ呼びかけ
- ・仲介事業者から利用者へ呼びかけ

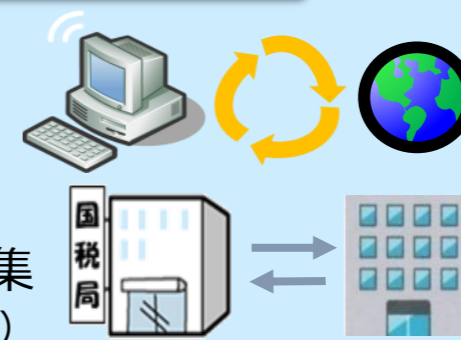
情報収集・分析の充実

プロジェクトチームの設置



- ・全国税務・事務所に設置
- ・関係部署の職員で構成

公開情報から効率的に収集
(インターネット等)
法的枠組みも利用して
非公開の有用情報を収集
(法定調書、情報照会手続等)



各種情報を組み合わせて
課税上問題があると見込まれる納税者を的確に把握

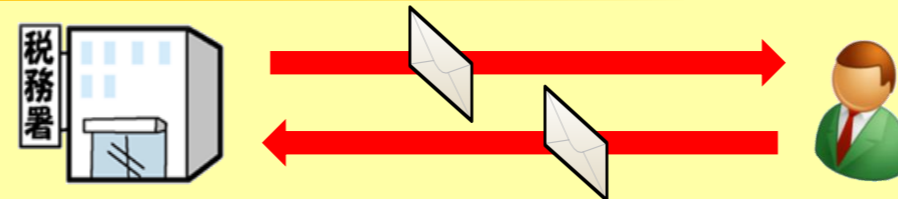


自発的な適正申告の履行を呼びかける必要のある納税者

大口・悪質な申告漏れ等が見込まれる納税者

行政指導の実施

取引の有無・内容を確認（お尋ね）



自主的な申告内容の見直し・申告の必要性の確認を要請（見直し・確認）



※効果的・効率的な実施のため担当部署の設置も検討

厳正な調査の実施

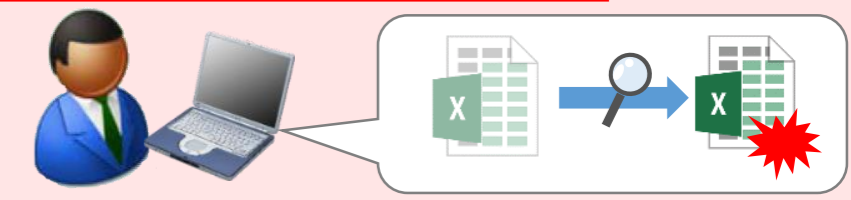
プラットフォーム等からの証拠収集・事実認定



反面調査

外国当局への情報提供要請

ICT事案特有の証拠隠しへも対応



(例) デジタル・フォレンジックの活用

将来像実現に向けた情報システムの高度化の取組

➤ 利用者中心の行政サービスを提供することによる「納税者の利便性の向上」

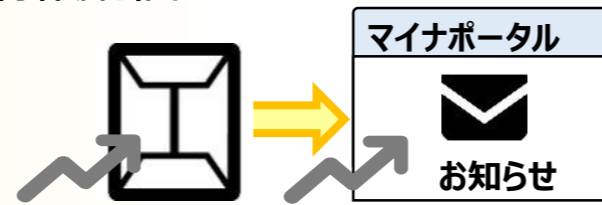
➤ 書面中心からデータ中心の事務へと転換を図ることによる「課税・徴収の効率化・高度化」

を実現するため、ICT技術の動向を踏まえた新たな機能の導入とシステム構造の最適化による情報システムの高度化を目指す。

その際、ICT・AIの技術動向や働き方の多様化等の経済社会の変化等を踏まえ、将来像に掲げた取組について随時見直しを行う。

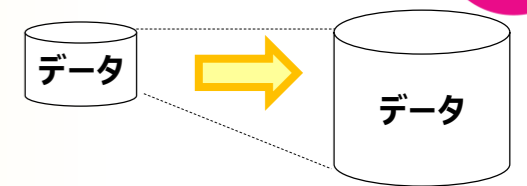
1 マイナポータル等を活用した利便性の向上

- 申告時期の案内等、ニーズに沿ったタイムリーな情報配信
- 各種控除証明書等、確定申告・年末調整に必要な情報を一元的に確認し活用する仕組みを順次導入



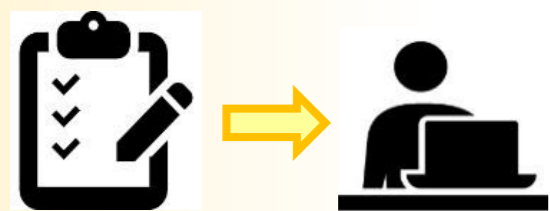
2 必要データの拡充（データの電子化・関係機関とのデータ連携等）

- 関係機関とのデータ連携による、添付書類の削減（制度面等も併せて要検討）
- 外国税務当局から日本の居住者の金融口座情報を入手する等、データの拡充により適切な所得把握を行うことで、適正な課税・徴収を実現



3 システムチェックの強化

- 書面（紙）からデータ中心の事務への転換（ペーパーレス）
- 各種業務処理の簡便化



国税情報システム

- ◆ 最新ICT技術を踏まえた機能追加
- ◆ データの管理方法の改善などシステム構造の最適化



システム構造の見直し



ICT技術の導入

- ① 情報連携
- ② データ拡充
- ③ チェック強化
- ④ 自動化ツール
- ⑤ AI・分析ツール
- ⑥ モバイル端末等

(現状)

(高度化)

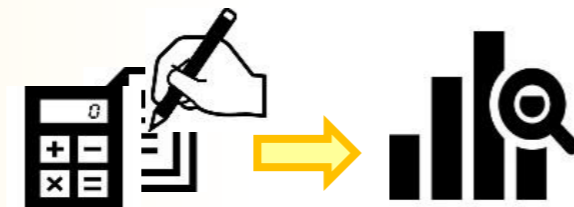
4 大量反復的な業務の自動化

- 業務処理時間の削減
- 削減された業務量は、納税者サービスの充実や外務事務へ振り向けるなど、全体として効率的な資源配分を実現



5 AIや分析ツールを活用した申告審理や調査選定

- より高度な調査選定や資力判定の実施
- 優先度判定、最適な接触方法の導出



モバイル端末を活用した外部事務

- 実地調査や滞納整理における機動的かつ効率的な事務処理の実施



(注) 1 システム面の検討に当たっては、最新の各種セキュリティ対策の導入等、極めて重要な納税者情報の取扱いに細心の注意を払います。

(注) 2 本内容については、今後の検討や技術動向等を踏まえ、変更になる可能性があります。

参考計数①

【所得税の申告件数（各年分の申告件数）】

	平元	平29	平元との対比
申告件数 (万件)	1,697	2,198	+501 (約1.3倍)
うち還付 (万件)	659	1,283	+624 (約1.9倍)

【法人数（事務年度末時点）】

	平元	平29	平元との対比
法人数 (万法人)	235	311	+76 (約1.3倍)

【大規模法人数に占める連結法人割合（事務年度末時点）】

	平15	平29	平15との対比
連結法人数 (法人)	1,678	11,339	+9,661 (約6.8倍)
連結法人割合 (%)	4.6	35.4	+30.8Pt

※ 連結納税制度の導入は平成14年度。

【実調率（事務年度）】

	平元	平29	平元との対比
個人実調率 (%)	2.3	1.1	△1.2Pt
法人実調率 (%)	8.5	3.2	△5.3Pt

※ 1 事務年度とは、7月から翌年の6月末までの期間をいう。

2 「個人実調率」は、実地調査（平成20年分以降は実地着目調査を含む。）の件数を、税額のある申告を行った納税者数で除したものの。

3 「法人実調率」は、実地調査の件数を、決算期が到来した法人数で除したものの。

【定員数（会計年度）】

	平9 (ピーク時)	平30	平9（ピーク時） との対比
定員数 (人)	57,202	55,724	△1,478 (約2.6%減)

【国外財産調書の提出件数（各年分の提出件数）】

	平25 (導入時)	平29	平25（導入時） との対比
国外財産調書 (件)	5,539	9,551	+4,012 (約1.7倍)
財産総額 (億円)	25,142	36,662	+11,520 (約1.5倍)

【申告所得税の所得金額が1億円超の者数（各年分の申告人数）】

	平20	平29	10年前との対比
所得金額1億円超 (人)	15,139	23,250	+8,111 (約1.5倍)

【相続税の課税価格が1億円超の者数（各年分の申告人数）】

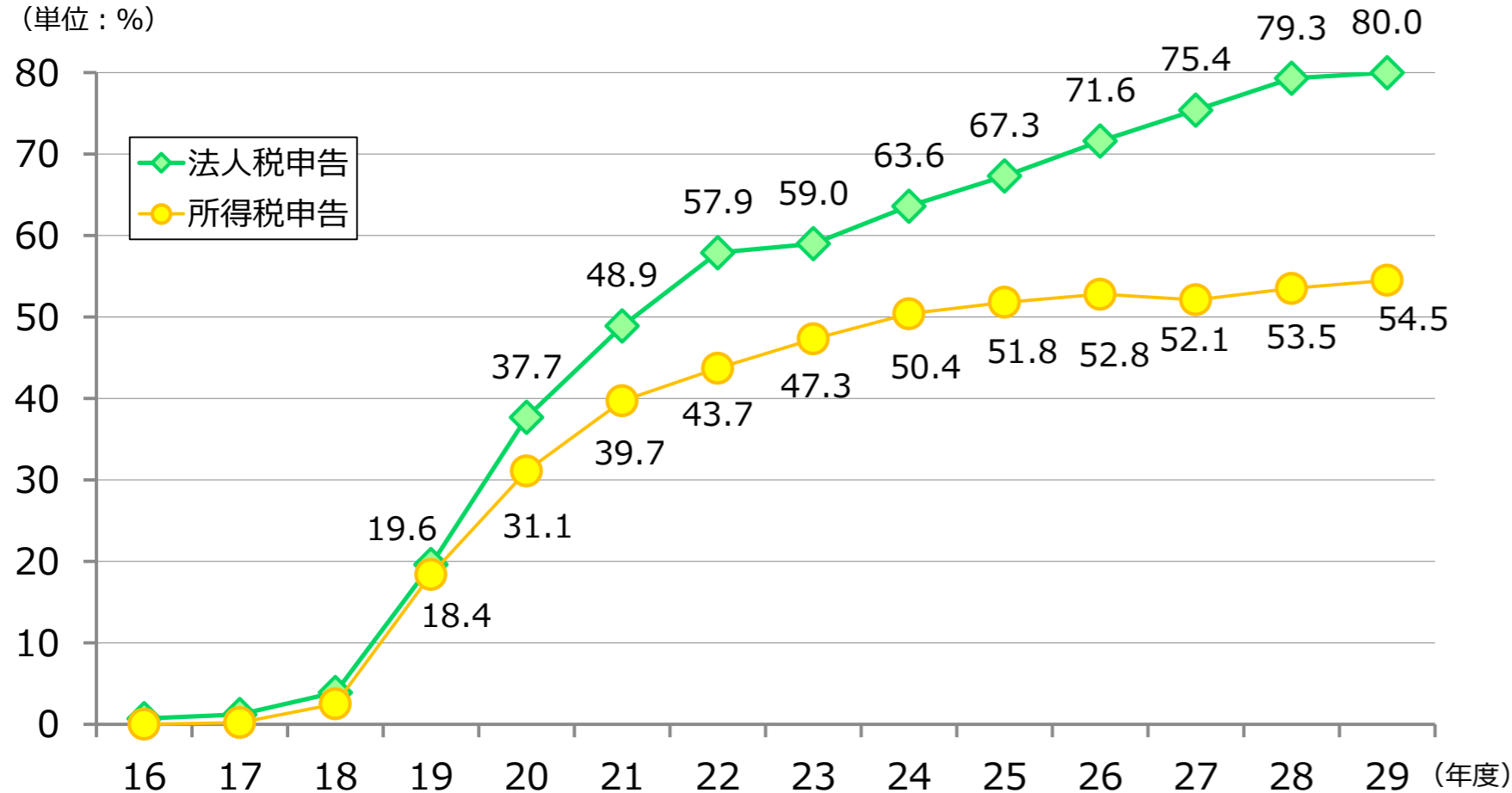
	平20	平29	10年前との対比
課税価格1億円超 (人)	37,204	45,359	+8,155 (約1.2倍)

※ 上記の人数は、相続税額のある申告書に係るものである。

参考計数②

【e-Taxの利用率の推移（会計年度）】

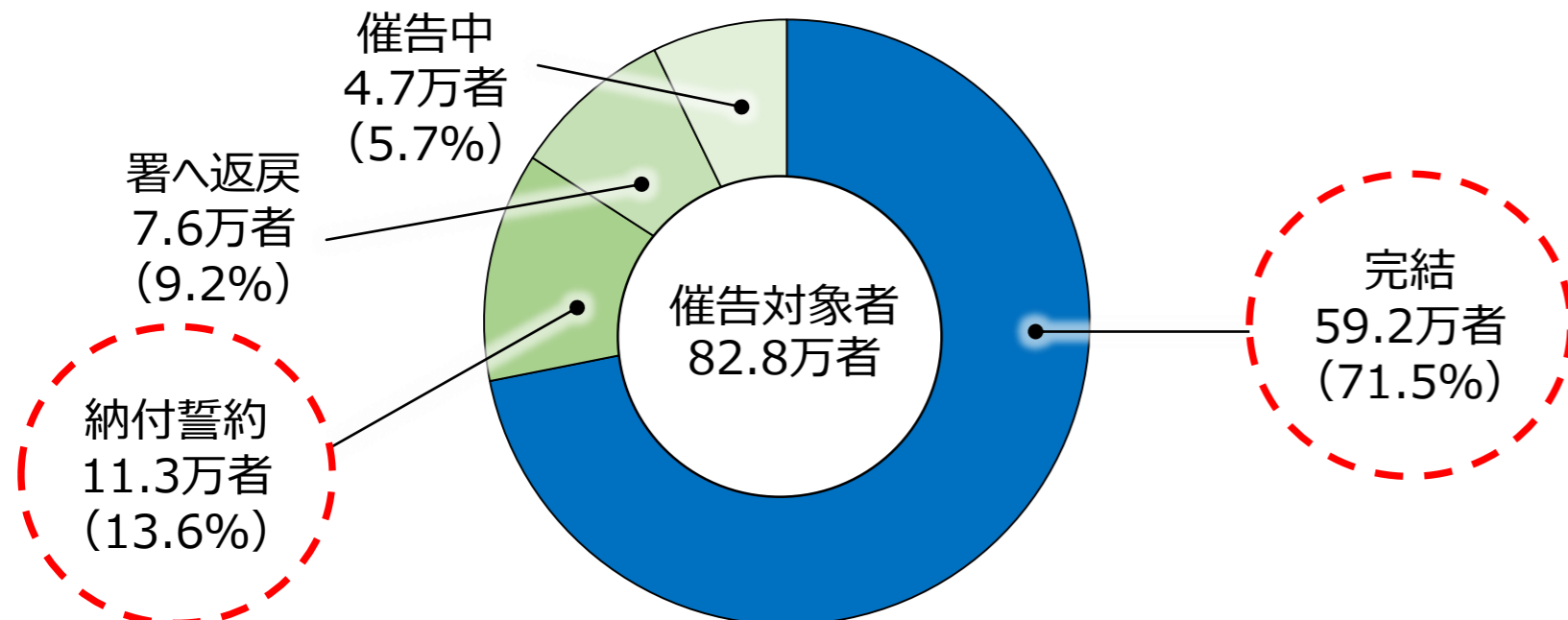
○ 平成16年6月から全国で運用を開始
(単位：%)



※ 平成30年7月時点において機械的に抽出した大法人の電子申告義務化の対象法人に係る平成29年度の法人税申告のe-Tax利用率は66.1%である。

【納税コールセンターでの滞納整理状況（平成29年7月～平成30年6月）】

○ 納税コールセンターの集中催告により、全体の8割が完結・納付誓約



Topics: e-Taxを利用した申告の拡大

- 平成30年分確定申告からe-Tax利用の簡便化のために「マイナンバーカード方式」、「ID・パスワード方式」が導入されました。
- その結果、平成30年分の所得税の確定申告では、納税者本人によるe-Taxを利用した申告人員が前年の確定申告期の実績を大きく上回りました。

(参考) 納税者本人によるe-Taxの送信方式別の提出人員

	平29	平30
マイナンバーカード方式	-	473千人
ID・パスワード方式	-	639千人
従来方式	515千人	88千人
合計	515千人	1,200千人

- また、地方公共団体で受け付けた申告データをe-Taxで税務署に送信する「データ引継」については、地方公共団体への積極的な働き掛けにより、前年の確定申告期の実績を大きく上回りました。

	平29	平30
利用団体数	713団体	958団体
利用件数	455千人	866千人

- e-Taxの利用やデータ引継の拡大による処理効率化で、納税者の皆様への還付が早期に行えるようになるとともに、税務当局側の事務量が削減されることから、引き続き、データ引継を含むe-Taxを利用した申告の推進に取り組んでいきます。

参考リンク

- 税務行政の将来像～スマート化を目指して～
<https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2017/syouraizou/index.htm>
- e-Taxの利用手続を簡便化します（個人の皆様向け）
https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/kojin_e-tax_riyoushu.pdf
- 大法人の電子申告の義務化の概要について
<http://www.e-tax.nta.go.jp/hojin/gimuka/index.htm>
- 法人の皆様向けの利便性向上施策
<http://www.e-tax.nta.go.jp/hojin/gimuka/sesaku.htm>
- ダイレクト納付口座の複数利用の開始について
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/fukusu_kaisi.htm
- 国際戦略トータルプラン-国際課税の取組の現状と今後の方向-
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/strategy/index.htm>
- シェアリングエコノミー等新分野の経済活動への的確な対応
https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2019/sharingeconomy_taio/index.htm
- このほかの取組についても、国税庁ホームページをご覧ください。
<https://www.nta.go.jp/>